

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても、現在の傾向が続けば、33年後には日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

子どもは未来の宝・夢をつなぐ架け橋であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

大田区においては、平成16年度に「おおた子育てすくすくプラン 大田区次世代育成支援行動計画・前期行動計画（平成17年度から平成21年度）」、平成21年度に「おおたのびのび子育てプラン 大田区次世代育成支援行動計画・後期行動計画（平成22年度から平成26年度）」を策定し、子育て支援施策を着実に推進してきました。

前期行動計画では、核家族化の進展や社会状況の変化など、子育てをめぐる環境の変化に対応するため、かつての家族や地域が担っていた子どもや青少年を育成する機能を現代社会にふさわしい形で再構築し、「新たな支えあいと連携による子育て支援」の体制づくりを目指してきました。

一方、後期行動計画では、平成20年度に議決された「大田区基本構想」と、それに基づく大田区10か年基本計画「おおた未来プラン10年」を踏まえ、区民一人ひとりの力を源とする地域力により、安心して子どもを産み、健やかに育ち、成長する子どもを見守るために、家庭、地域、区が連携をしていくことを目指してきました。

しかし、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立感を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境は、依然として課題があります。また、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求



められ、「子ども・子育て関連3法」<sup>(※注1)</sup>が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実、を目指しています。

また、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

大田区では、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、適切な教育・保育、その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるようにします。

また、大田区次世代育成支援行動計画を踏まえながら、平成27年度から31年度の5か年を計画期間とした、「大田区子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という)を策定します。

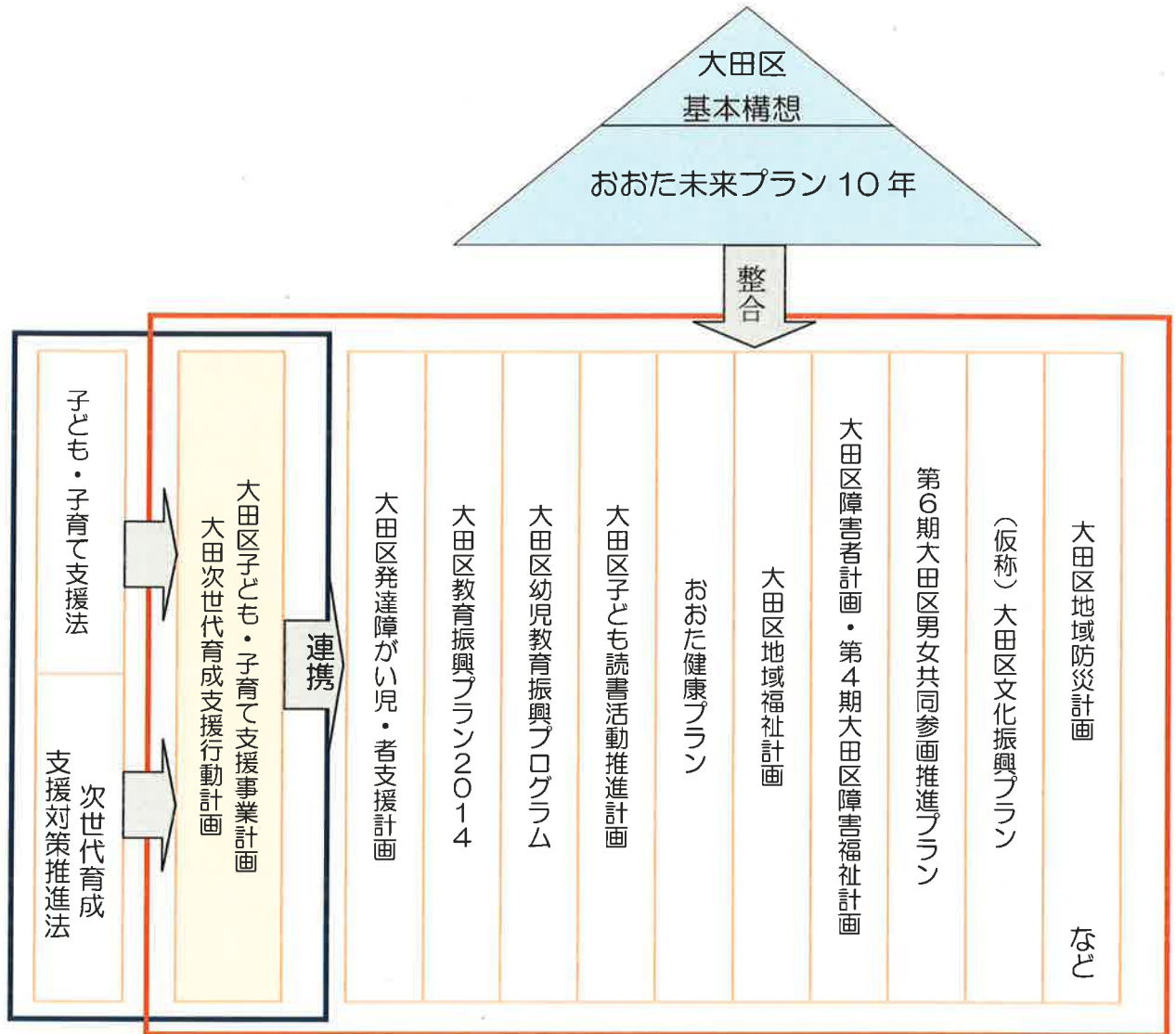
平成26年3月に「おおた未来プラン10年(後期)」を策定し、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」を子育て分野における個別目標として設定しています。本計画は、こうした区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、戦略的な取り組みを推進します。

(※注1) 子ども・子育て関連3法

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律



【 計画の位置づけ 】



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしていることから、本計画は平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、区をとりまく社会経済状況を踏まえ、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】





